

令和5年度

# まちぐるみ安全点検 報告書

～福田五丁目区域（ゾーン30指定区域）～



大和市

## 令和5年度「まちぐるみ安全点検」目次

1. 令和5年度 大和市まちぐるみ安全点検について . . . . . 1
2. 令和5年度 まちぐるみ安全点検「要望一覧」 . . . . . 2
3. 令和5年度 まちぐるみ安全点検「要望箇所図」 . . . . . 4
4. ゾーン30 についての認識調査結果 . . . . . 5
5. 管理者連絡先一覧 . . . . . 6

大和市  
イベントキャラクター  
「ヤマトン」

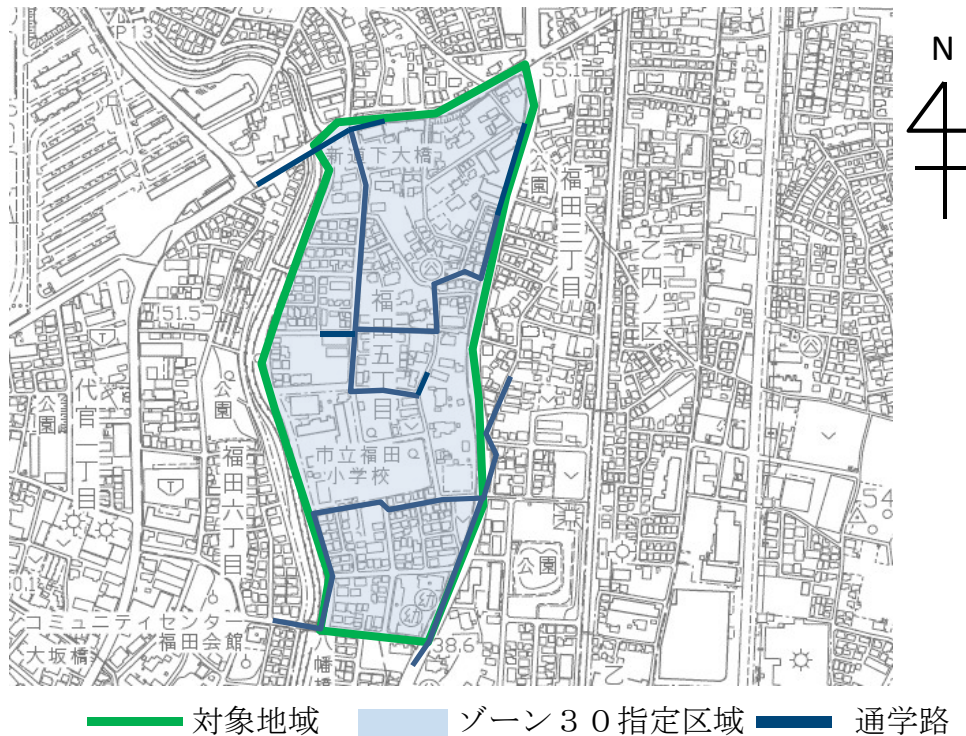


# 令和5年度 大和市まちぐるみ安全点検について

## 1. 目的

本事業は、歩行者の安全通行を確保するために県公安委員会が過年度に指定したゾーン30区域について、地域の方々を対象にアンケートを実施し、ゾーン30の効果を検証するとともに、交通安全・防犯の面から対策が必要と思われる箇所を抽出し、改善策を検討するものです。

## 2. 対象地区 福田五丁目地区内 ゾーン30指定区域



## 3. 活動内容

- ①危険箇所の抽出およびゾーン30認識調査のアンケートを実施しました。
- ②抽出された危険箇所等について、市担当課職員が現場点検を実施しました。
- ③市担当課にて、改善策の検討を実施しました。

危険箇所の詳細、改善策については、別紙「要望一覧表」をご確認ください。

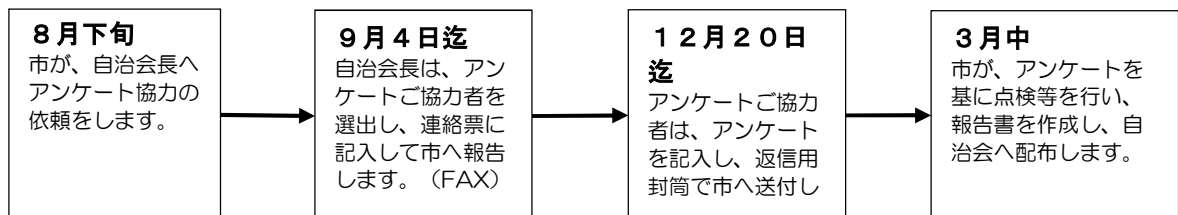
- ④ゾーン30認識調査のアンケートのとりまとめを行いました。

アンケートの結果については、別紙「ゾーン30についての認識調査結果」をご確認ください。

## 4. アンケートの協力者について

- ・新道下自治会 8名

## 5. 活動の流れ



## 6. 結果の公表

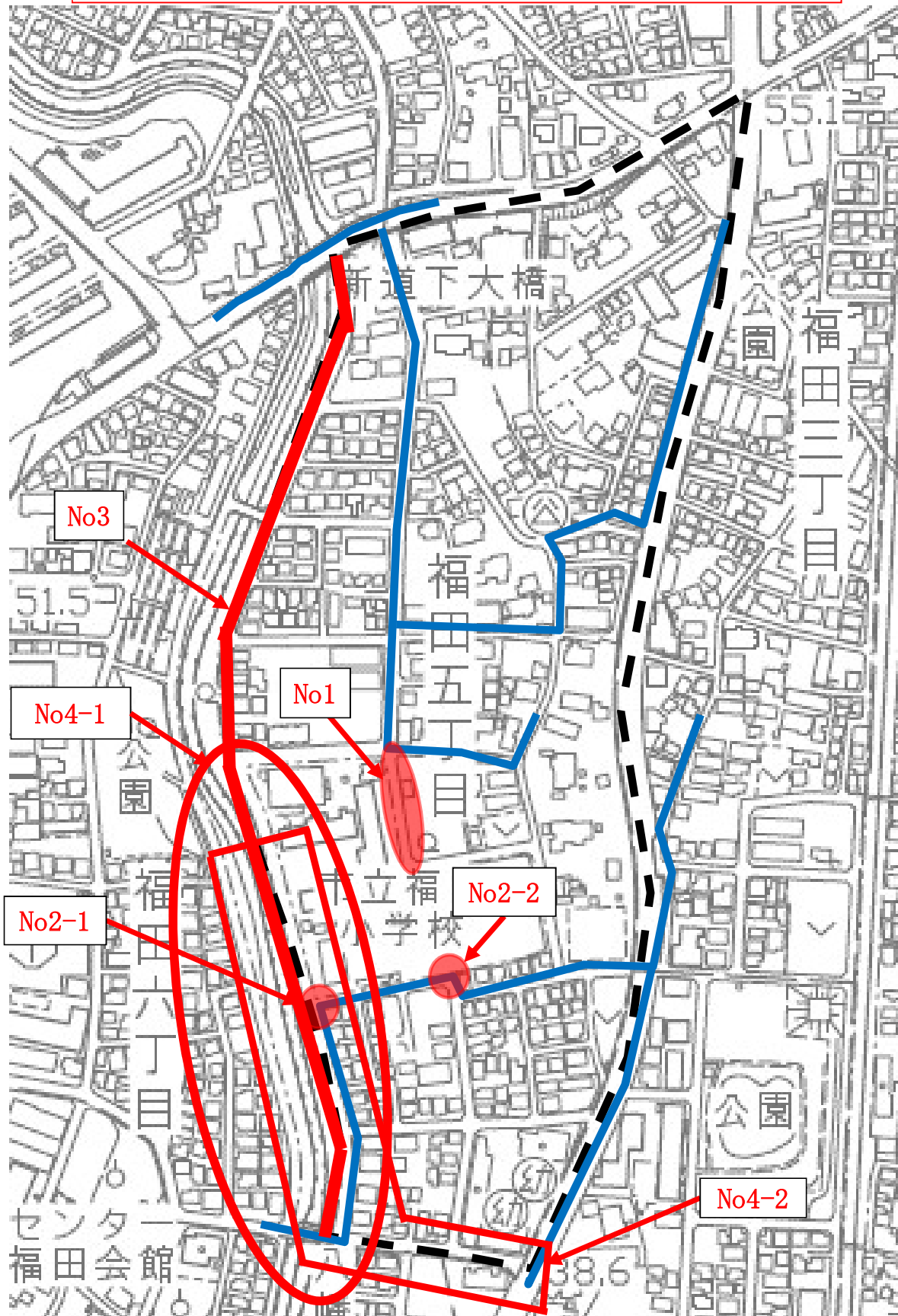
地域住民の交通安全・防犯に対する関心を高めるため、結果を市ホームページにて公表します。

# 令和5年度 まちぐるみ安全点検「要望一覧」

短期	次年度中に対応可能なもの。
中期	概ね5年以内の対応が可能なもの。
長期	検討・調整に時間を要するもの。

要望内容				市回答	
No	場所	現状・問題点	意見・改善策	市担当課	担当課回答
1	福田小学校 福田五丁目22-1	通学時に車の通りが多いので、非常に危険(抜け道として利用されている)	ガードレール等設置の対策が必要	道路安全対策課	現状では、歩行者空間の幅員が狭いため、ガードレールを設置した場合、車イスやベビーカーのすれ違いが困難となり、さらに危険となる可能性があるため設置できません。(不可) また、路面のカラー舗装が薄くなってきておりますので、順次塗り直しを行ってまいります。(短期)
2 -1	福田小学校 福田五丁目22-1付近	モミヤマ幼稚園の裏から福田小学校までの区画が信号回避の裏道になっている。小学生の通学時間にスピードを出した車が多く通る。	ブルー側のT字路にカーブミラーがあると良い。	道路安全対策課	カーブミラーにつきましては、一定の見通しが確保されているため、設置いたしかねますが、外側線やT字マークの復旧をいたします。(短期)
2 -2	福田小学校 福田五丁目22-1付近	モミヤマ幼稚園の裏から福田小学校までの区画が信号回避の裏道になっている。小学生の通学時間にスピードを出した車が多く通る。	南門付近にカーブミラーがあると良い。	道路安全対策課	カーブミラーにつきましては、一定の見通しが確保されているため、設置いたしかねますが、速度抑制のため、T字マークや路面標示(スクールゾーン)の復旧をいたします。(短期)
3	新道下大橋 福田六丁目1-1 ～ 福田小学校 福田五丁目22-1	自転車と車の区別がない。抜け道として利用されているため、車のスピードが早い。自転車で通行する際、注意深くして通行。	ゾーン30に指定するか。自転車通行帯の標示	道路安全対策課	要望箇所は、ゾーン30に指定されております。また、道路幅員が狭く路面を青色で塗装する自転車レーンは設置が出来ないため、ナビマーク(自転車と矢印の路面標示)を設置しています。ナビマークで劣化しているものは、順次補修を行ってまいります。(中期)
4 -1	福田小学校 福田五丁目22-1 ～ 八幡橋信号 福田五丁目18-20	歩道が木の根でデコボコして、つまづくことが多い。転倒が怖い高齢者は自転車・車道を歩く人がいて、高スピードの車が多く危ない。	記載なし	道路管理課	舗装の修繕について検討します。(中期)
4 -2	福田小学校 福田五丁目22-1 ～ 八幡橋信号 福田五丁目18-20 ～ モミヤマ幼稚園 福田五丁目17-2	早朝5時頃から車が多く、騒音で目覚めてしまう。	小学校、幼稚園、保育園、中学校の通学路で住宅地なので、スピード制限、時間制限、一方通行などの対策を	道路安全対策課	要望箇所は、ゾーン30に指定されており、スピード制限が掛けられています。次に、時間制限や一方通行等の交通規制に関しましては、地域住民に及ぼす影響が大きいため、地域の総意として、大和警察署へ要望をお願いします。また、市からも要望がありましたこと大和警察署へお伝えいたします。

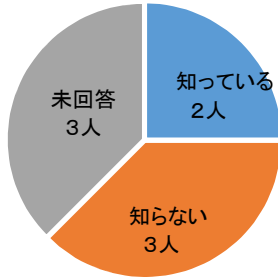
令和5年度 まちぐるみ安全点検 「要望箇所図」  
・福田五丁目地区（ゾーン30指定区域及び隣接地区）



## ゾーン30についての認識調査結果

ゾーン30について、参加者の皆様（計8名）に認識調査を実施させていただきました。  
調査結果については、今後本市の事業を進める上で、参考とさせていただきます。

(1) ゾーン30を知っていますか。

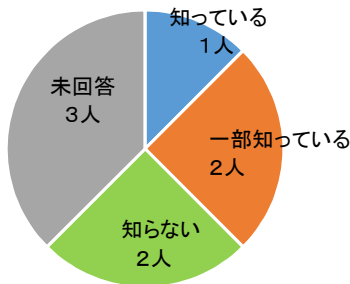


(2) ゾーン30をどこで知りましたか。

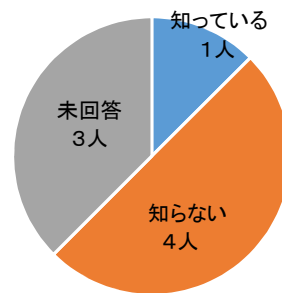


- ①大和市のホームページ
- ②警察署のホームページ
- ③それ以外のインターネットページ
- ④知人から
- ⑤現地の路面標示、標識を見て

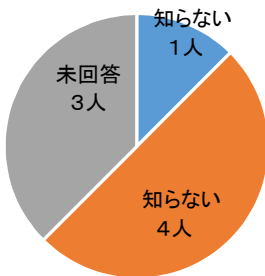
(3) ゾーン30の内容について知っていますか。  
内容：ゾーン30は生活道路における歩行者等の安全確保のため、都道府県の公安委員会がゾーン（区域）を定め、最高速度30キロメートルの速度規制を実施し、ゾーン内の速度抑制や抜道利用の抑制を図るものです。



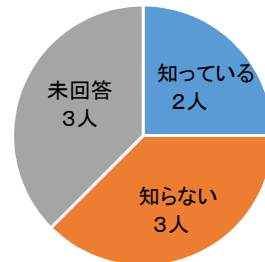
(4) 自動車と歩行者が衝突した際、自動車の時速が時速30キロメートルを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇することを知っていますか。



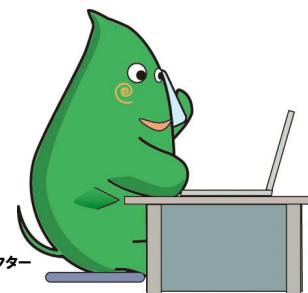
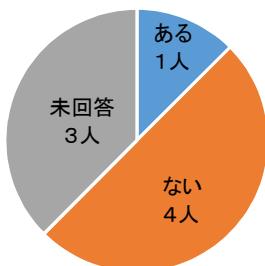
(5) 大和市内には、ゾーン30指定地区が、11地区あることを知っていますか。



(6) お住いの地域（深見台1丁目区域）が、平成30年にゾーン30指定されたことを知っていますか。



(7) アンケート対象地域については、平成30年にゾーン30の指定がされました。ゾーン30の指定前後、交通安全上、変化があった箇所はありますか。



大和市  
イベントキャラクター  
「ヤマトン」

【 貴重なご意見をありがとうございました。 】

管理者連絡先一覧 ～こんな時には、どこに連絡？～

※詳しくは、各管理者にご連絡ください。

内 容		管 理 者		連 絡 先
市道	カーブミラー・道路照明灯の設置	大和市	道路安全対策課 道路整備係	046-260-5409
	外側線、スクールゾーン標示やカラー舗装の設置・補修			
	「スピード注意」「児童に注意」などの看板の設置		道路安全対策課 交通安全・自転車対策係	046-260-5118
	カーブミラー・道路照明灯・看板・警戒標識の補修・清掃			
	道路や側溝の補修・清掃		道路管理課 維持補修係	046-260-5412
	街路樹の剪定			
	垣根（個人宅）の剪定の指導 ※道路へ樹木のはみ出しがある場合		道路管理課 許認可係	046-260-5404
市内	公園灯・時計の設置		みどり公園課 公園整備係	046-260-5450
	公園の樹木の剪定・公園灯の補修・維持管理など		みどり公園課 公園管理事務所	046-260-5780
	リサイクルステーションへの不法投棄の相談		環境管理センター廃棄物対策課 資源・廃棄物対策係	046-269-7343
	自主防犯活動支援に関すること		生活あんしん課 防犯対策強化推進係	046-260-5048
	防犯灯の補修・維持管理など ※設置に関しては、地域の自治会を通じてご要望ください。			
県道	県道40号、45号、50号、56号、451号に関すること	神奈川県	神奈川県厚木土木事務所 東部センター	0467-79-2800（代表）
国道	国道467号に関すること	国土交通省	横浜国道事務所 厚木出張所	046-221-0004
	国道246号、大和厚木バイパスに関すること		相武国道事務所 八王子出張所	042-645-5562
	指示標示（横断歩道、停止線など）・規制標示（駐車禁止など）・規制標識（一方通行、車両進入禁止など）の設置・補修	大和警察署	交通課 交通総務係	046-261-0110（代表）
	信号機の設置・補修			
	一方通行規制、時間帯侵入禁止の指定			
	不審者など防犯に関すること		生活安全課 防犯係	



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

令和6年3月発行 大和市 街づくり施設部 道路安全対策課  
大和市下鶴間一丁目1番1号 TEL 046-260-5406